告　示

○外務省告示第二百六十六号

平成二十五年六月一日に横浜で署名された投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換は、平成二十六年七月三十日にマプトで行われた。よって、同協定は、その第二十七条1の規定に従い、平成二十六年八月二十九日に効力を生ずる。

平成二十六年八月五日

外務大臣　岸田　文雄

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３６０号
仙台市青葉区中江１丁目１番15号
債務者　二上　泰子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野　一弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３６号
大阪市淀川区東三国６丁目22番４―107号
濵田方、住民票上の住所大阪府豊中市庄内幸町２丁目26番11号
債務者　渡邉　公史
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石埜　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５８３号
大阪府高槻市山手町１丁目14番16号
債務者　松本みどり
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　良輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５８４号
大阪府高槻市山手町１丁目14番16号
債務者　松本トミ子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　良輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８２２号
大阪府高槻市高垣町63番18号
債務者　梅本　孝光
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　良輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８５９号
大阪府箕面市彩都粟生南２丁目23番23号
債務者　原田　　大
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷岡　俊英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８４号
広島県安芸郡府中町浜田本町10番１―201号
債務者　川田　恵実
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８号
福島県郡山市朝日１丁目20番８号　みどりマンション507号
債務者　公家　勇人
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大峰　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１１２７号
横浜市鶴見区東寺尾中台12―13―102、住民票上の住所横浜市鶴見区東寺尾東台13番６号
債務者　高橋　穂澄
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２８号
横浜市鶴見区東寺尾中台12―13―102、住民票上の住所横浜市鶴見区東寺尾東台13番６号
債務者　高橋　友美
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１５０号
横浜市戸塚区東俣野町920番地１　６号
債務者　城　　境
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　晋也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１５８号
横浜市旭区今宿南町2335番地の８
債務者　藤森　昌彦
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１６２号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡４丁目４番14号
債務者　市谷　　仁
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　宏昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５１号
静岡市葵区北５丁目26番１―205号
債務者　金谷　知紀
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間　　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０９号
石川県白山市茶屋１丁目193番地
債務者　油谷　哲治
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川紘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
金沢地方裁判所